

## 福寿荘通所介護事業所運営規程

### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人岩手福寿会が開設する福寿荘通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業（奥州市元気応援型通所サービス）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「要支援者等」という。）に対し、適正な奥州市元気応援型通所サービス（以下、「サービス」という。）を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

- 第2条 事業所の職員は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の生活機能の維持または向上のために、運動機能向上のトレーニングやレクリエーション活動等の提供、必要な援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、近隣の保健、医療、福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 福寿荘通所介護事業所
- 二 所在地 岩手県奥州市水沢上姉体二丁目1番地22

### （職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名  
管理者は、事業所の職員及び業務の管理を一元的に行うものとする。また、サービスの利用申し込みに係る調整、第1号通所事業に係るサービス計画の作成等を行う。
- 二 従事職員 単位ごとに常時1人以上配置  
従事職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、運動機能向上のトレーニングやレクリエーション活動の支援、その他必要な業務の提供にあたる。

### （利用定員）

第5条 事業所の利用定員は、1単位12人とする。

### （営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 週2日。ただし、1月1日～3日（正月休み）を除く。
- 二 営業時間 9：30～15：30

三 サービス提供時間 10：30～14：30

(サービスの内容)

第7条 サービスの内容は、介護予防サービス計画書及び介護予防ケアマネジメントに係るケアプラン（以下「介護予防サービス計画等」という。）に基づき、次の各号に掲げるサービスを提供する。

一 運動機能向上に関すること

体力や機能の維持・向上を図るために「いきいき百歳体操」を実施し、必要に応じ体力測定を行う。

二 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、仲間づくり、老いや障がいの受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

三 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。

四 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(利用料等)

第8条 サービスを提供した場合の利用料の額は、奥州市が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

2 その他の費用として次の費用の支払いを利用者から受けることができるものとする。（重要事項説明書に記載の料金により支払い・負担をいただく）

一 食費（材料費及び調理費に相当する費用）

二 おやつ代

三 入浴代

四 利用者が選定する特別な食事及び食品の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、同意してもらうこととする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、水沢地内、水沢地内と隣接する一部地域とする。

(相談・苦情対応)

第10条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。

3 事業所は、奥州市又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従い必要な改善を行う。

4 事業所は、奥州市又は国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(事故発生時の対応)

- 第11条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員、奥州市に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し保存する。
  - 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

- 第12条 利用者は、サービスの利用を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時の対応方法)

- 第13条 事業職員は、サービスの提供中に利用者の体調や容態の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

- 第14条 事業所は、非常災害に関する具体的な対応計画を定めるものとする。
- 2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。

(衛生管理等)

- 第15条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備、飲用水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第16条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。
- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。
  - 二 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - 三 感染症の予防及びまん延防止のための定期的な研修及び訓練を実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 一 職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
  - 二 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待防止に関する事項)

- 第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- 一 虐待防止を適切に実施する責任者を設置し、また虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底する。

- 二 虐待防止のための指針を整備する。
- 三 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等の禁止）

- 第19条 事業所はサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 2 事業所は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。
    - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
    - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
    - 三 身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する。

（その他運営に関する重要事項）

- 第20条 職員は、正当な理由なく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 事業所は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らす事が無いよう必要な措置を講じなければならない。
  - 3 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
  - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいてさだめるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月31日から施行する。